

みやぎ税務会計事務所通信

《 2020年4月 》



税務の話題

「新型コロナウイルス感染症」に関する 事業者向けの支援策について

依然、終わりの見えない“新型コロナウイルス”の拡大…。

皆さまの周りではいかがでしょうか。

直接・間接問わず、少なからず影響を受けていらっしゃる方も少なくないと思います。

今月は、国から発表されている各支援策をご紹介します。

セーフティネット保証

経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象とした資金繰り支援制度。

→ ① セーフティネット保証4号

→ 全都道府県を対象地域に指定（2020年3月2日）。

売上高が前年同月比▲20%以上減少の場合。借入債務の100%を保証。

→ ② セーフティネット保証5号

→ 特に重大な影響が生じている508業種を指定（2020年3月13日現在）。

売上高が前年同月比▲5%以上減少の場合。借入債務の80%を保証。

危機関連保証

全国・全業種の事業者を対象。借入債務の100%を保証。

売上高が前年同月比▲15%以上減少する、中小企業・小規模事業者に対する措置。

信用保証

融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付

（日本政策金融公庫）

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、業況が悪化した事業者に対する制度。

信用力や担保に依らず一定金利。融資後3年間は、基準金利▲0.9%。

→（要件）最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較し、5%以上減少。

危機対応融資

（商工組合中央金庫）

内容は、上記「新型コロナウイルス感染症特別融資（日本政策金融公庫）」と同様。

商工組合中央金庫が、危機対応融資による資金繰り支援を実施。

裏面に続きます →→→